

市有施設における新しい生活様式に対応したスポーツ・文化イベント等の開催に係る会場使用料の減免期間の延長について

1 目 的

令和3年1月から、スポーツや文化等の市有施設において、収容人数を制限してイベントや大会等（以下「イベント等」という。）を開催する場合に、会場使用料の減額措置を実施しているところである。

今後、新型コロナウイルス感染症の感染防止に向け、本市においてもワクチン接種が高齢者や基礎疾患のある方から順次開始されることになっているが、それ以外の方々を含め、接種が完了するまでの見通しが不透明な状況にあるため、今後も施設を使用していただくにあたり、引き続き感染防止対策を行うことが不可欠である。

そのため、減免期間を令和3年9月30日まで延長することとし、新しい生活様式に対応したイベント等を開催することに対し、引き続き支援を行おうとするもの。

2 対 象

市有施設において、収容人数等を制限してスポーツや文化等のイベント等を開催する場合

主な施設は次のとおり

- ・ 山形市民会館、山形テルサ、山形市総合スポーツセンター、山形市球技場、蔵王体育館、中央公民館ホール

3 内 容

(1) 減額等の内容

山形県の「イベント等の開催に関する基本方針」若しくは主催団体等で国の基準等を踏まえて策定した競技団体等のガイドライン（以下「競技団体等のガイドライン」という。）をもとに、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底したうえで、収容人数を50%以内に制限してイベント等を開催する場合に、施設の会場使用料を2分の1に減額するもの。

ただし、収容人数の定めのない施設については、競技団体等のガイドラインに基づき開催する場合に減額する。

(2) 減額する期間

令和3年1月1日から、令和3年9月30日までとする。

（現行期間は、令和3年3月31日まで。）

なお、更なる期間の延長等については、県基本方針その他新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ判断する。

4 申請手続

使用許可申請の際に、各施設の窓口等に備え付けの減免申請書を提出していただく。

すでに使用許可申請が済んでいる場合も、減免の対象とする。

詳細については、各施設の窓口又は市の担当課まで。

問い合わせ先

総務部行政経営課行政組織係

TEL023-641-1212 内線218

第3回やまがた検定の結果について

1 一般検定 試験結果

受検者 86名 (欠席者14名)

◆認定者数

1級認定者(80点以上) …20名 23%

2級認定者(70点以上80点未満)…28名 33%

3級認定者(60点以上70点未満)…17名 20%

配級なし(60点未満) …21名 24%

※最高点…98点、最低点…36点

※最年少受検者…10歳、最年長受検者…93歳

※最年少認定者…10歳、最年長認定者…75歳

◆地域別受検者数

(新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、応募資格を山形県内在住者に限定して実施)

○山形市内 …72名

○山形市外県内…14名

内訳 天童市…2名 上市市…1名 東根市…4名 寒河江市…1名 鶴岡市…1名
米沢市…2名 山辺町…1名 中山町…1名 河北町…1名

◆得点別受検者地域

	山形市内	山形市外県内
80点以上	20名	0名
70点以上80点未満	26名	2名
60点以上70点未満	12名	5名
60点以下	14名	7名

◆年齢別認定者数

	1級	2級	3級	級なし
70歳以上	3名	1名	0名	3名
60歳以上70歳未満	8名	8名	3名	2名
50歳以上60歳未満	6名	10名	6名	5名
40歳以上50歳未満	2名	8名	4名	3名
30歳以上40歳未満	0名	0名	1名	5名
20歳以上30歳未満	1名	0名	2名	0名
20歳未満	0名	1名	1名	3名

◆やまがた体験特産品数

ご当地麺セット…20名 限定こけし…11名 山形味噌…22名
酒造三蔵飲み比べセット…24名 山形のお菓子セット…9名

※上級検定について、受検資格である第2回やまがた検定の1級認定該当者なしのため、第3回やまがた検定では実施なし。

2 アンケートの結果について

アンケート回収数 61件

○問題の難易度について(選択式)

簡単だった	…	0名	0%
やや簡単だった	…	7名	12%
普通	…	13名	21%
やや難しい	…	25名	41%
難しい	…	14名	23%
無回答	…	2名	3%

○今後の受験意欲について(選択式)

受けたい	…	46名	75%
どちらかと言えば受けたい	…	8名	13%
わからない	…	7名	12%
どちらかと言えば受けたくない	…	0名	0%
受けたくない	…	0名	0%

3 「やまがた検定」の今後の展開について

今後も継続してやまがた検定実行委員会が主体となり、一般検定と上級検定を実施していく。

また、過年度の上級検定の認定者には、山形市に関する知識や魅力を多くの人に伝えられる場を提供するなどし、協力を得ながら山形ブランドの魅力向上を図る。

【問い合わせ】

商工観光部山形ブランド推進課
ブランド戦略グループ
TEL023-641-1212 内線 412

令和3年繁忙期に係る臨時窓口の開設及び窓口延長の実施について

1 目的

窓口の利便性を高め市民サービスの向上を図るとともに、届出が集中する時間帯を分散させることにより、混雑緩和と待ち時間短縮を図ることを目的とする。

2 臨時窓口の開設日及び窓口延長期間

臨時窓口：令和3年3月28日（日）及び4月4日（日）の2日間

午前8時30分から午後5時まで

窓口延長：令和3年3月22日（月）から4月2日（金）までの平日10日間

午前8時30分から午後7時まで（2時間延長）

3 実施窓口

山形市役所本庁（市民課、国民健康保険課、家庭支援課）

※家庭支援課は臨時窓口のみ実施

※市民課証明コーナー及びコミュニティセンターは対象外

4 取扱業務

【市民課（1番～6番窓口）】

住民異動届、マイナンバーカードの記載変更、戸籍届、印鑑登録、特別永住者各種申請、住民票の写しの交付、印鑑登録証明書の交付、戸籍の各種証明書等の交付、国民年金の資格異動届、国民年金の免除申請、住居表示の届出、原付標識交付

※ 他市区町村等に確認を要する届出及び特例転入を除く

※ マイナンバーカードの延長窓口での交付は行わない。（令和3年3月22日から4月10日までの期間）

【国民健康保険課（7番窓口）】

国民健康保険加入・離脱届、国民健康保険被保険者証・高齢受給者証等の再交付

【家庭支援課（10番窓口）】

児童手当、福祉医療、児童扶養手当、健やか教育手当、こども医療等の申請

5 その他

今年度よりスマートフォン等から市民課窓口の待ち人数や呼出番号を確認できます。

問い合わせ先
市民生活部市民課
TEL023-641-1212 内352

令和3年3月24日
市長記者会見資料

令和3年繁忙期に係る水道・下水道の使用開始届等の電話受付時間延長について

1. 目的

上下水道の使用開始及び中止の届出が非常に多くなる卒業や転勤シーズンにおけるお客様サービスの向上を図るため、これらの届出及び上下水道料金の支払い方法等の問い合わせについて、平日と休日における電話受付時間を延長し実施する。

2. 実施内容

(1) 期間	3月15日(月)～4月5日(月) (22日間)	
(2) 延長する時間	ア 平日の電話受付時間を午後7時まで延長 イ 土・日曜日及び祝日の午前8時30分から午後5時まで電話受付を実施	
(3) 取扱業務	お客さまサービスセンター	水道・下水道の使用開始・中止届
	料金センター	検針内容や水道料金・下水道使用料の支払い方法等の問い合わせ
(4) 受付電話番号	023-645-1177 「引っ越しの手続き」とお伝えください。	

3. その他

水道・下水道使用開始、中止届については、上下水道部ホームページからインターネットにより24時間届出可能となっている。

問い合わせ先
上下水道部業務課管理係
TEL023-645-1177 内101